

## 仕様書

この仕様書は、発注者が発注する下記の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 (長期継続契約) 中央こども館印刷機保守業務
2. 目 的 中央こども館で賃貸借している印刷機が正常な状態で稼働し得るように保守作業を行うことを目的とする。
3. 期 間 令和7年9月1日から令和13年8月31日まで
4. 保守対象物件  
「(長期継続契約) 中央こども館印刷機賃貸借」にて賃貸借する物件一式
5. 保守対象物件の設置場所  
市川市鬼高1丁目1番4号 中央こども館
6. 保守の内容  
印刷機が正常な状態で使用できるよう下記の保守を行うものとする。
  - (1) 年2回の定期保守点検を実施するものとする。
  - (2) 印刷機が故障した場合は、発注者の依頼後、速やかに障害復旧にあたること。
  - (3) 保守対応時間は、原則として平日午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急時においては、発注者と受注者で協議の上、可能な範囲で保守対応すること。
  - (4) 保守作業を行った場合は、受注者の保守点検様式により、速やかに結果を報告すること。
  - (5) 保守作業、保守に必要な消耗品及び部品代は本契約に含むものとする。
7. その他
  - (1) 発注者は受注者の業務履行状況が契約の内容に適合しないことを認識した場合、認識した時点から一年以内の間に、受注者に対する書面による通知を行うことにより、発注者は受注者に不適合部分の修補を求める若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。ただし賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。
  - (2) 受注者は業務の履行に伴って事故が生じた場合直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
  - (3) 受注者はこの業務の履行にあたり発注者及び第三者に損害を及ぼした場合、発注者の責に起因する事由による場合を除いてその損害賠償の責を負わなければならない。
  - (4) 受注者は業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(5) 受注者は業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 業務の履行にあたっては労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

(7) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

(8) 受注者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。